

新潟市農業委員会

〒950-0195 管理係 TEL:025-382-4964
新潟市江南区泉町3-4-5 農政振興係 TEL:025-382-4966
江南区役所3階 農地係 TEL:025-382-4974

各区事務所

北区事務所 北区東栄町1-1-14 TEL:025-387-1575
中央事務所 江南区泉町3-4-5 TEL:025-382-4964
秋葉区事務所 秋葉区程島2009 TEL:0250-25-5525
南区事務所 南区白根1235 TEL:025-372-6791
西区事務所 西区寺尾東3-14-41 TEL:025-264-7811
西蒲区事務所 西蒲区巻甲2690-1 TEL:0256-72-8631

新潟市 農業委員会だより



北区の美味しいトマトを使って
トマトジャムに加工しています。

▲インタビューに応じてくれた(左から) 江部美和子さん、本田正美部長、畠山百合子さん、原文代さん

地域で頑張る農業人

【JA新潟市女性部豊栄支部(北区)の皆さん】
豊栄地区で農村地域の活性化に取り組んでいる
素敵な女性たちです。
詳しくは8ページをご覧ください。

目次

- ◆農業委員会研修会を開催…………… 2
- ◆農地パトロール実施報告…………… 3
- ◆農業サポーター受入農家募集…………… 4
- ◆償却資産の申告のお願い ◆経営主が変わったら届出を…………… 5
- ◆各区事務所情報…………… 6
- ◆利用権の更新手続きは忘れずに ◆農地賃借・売買の今後の日程
(11～2月) ◆農業者年金、全国農業新聞について…………… 7
- ◆地域で頑張る農業人紹介…………… 8

農業委員会研修会を開催

6月5日新潟市江南区文化会館で、農業委員・農地利用最適化推進委員を対象とした研修会を開催しました。

昨年4月に、市内6農業委員会を統合して以来、初めての全委員による研修会となり、関係機関も含めて総勢182名が出席しました。



▲研修会の様子

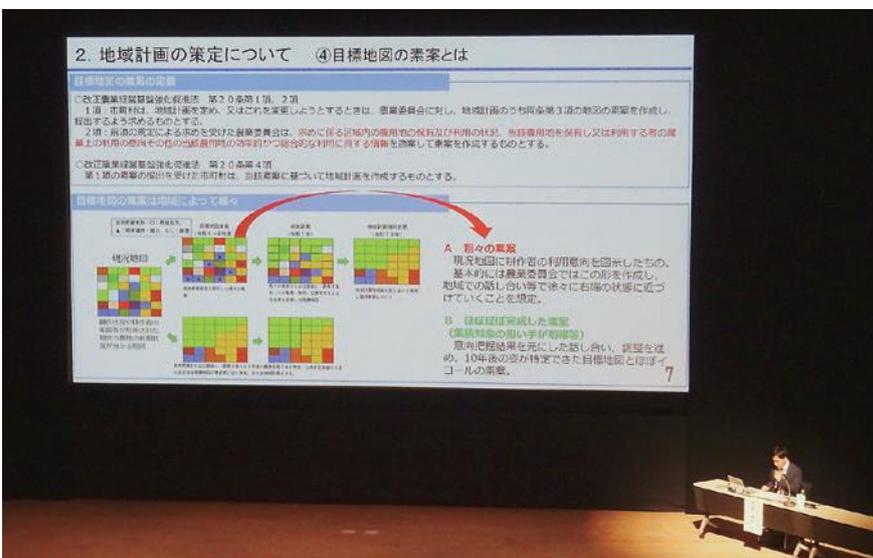


▲虎澤会長のあいさつ

農業経営基盤強化促進法などの改正により、農業委員会には、地域計画の策定における、目標地図の素案の作成や、農用地の所有者または利用者の農業上の利用の意向把握、協議の場への参加などの役割が、求められています。

今後、市で策定が見込まれる地域計画には、これまでの「人・農地プラン」に対し、地域農業のあり方や土地利用の進行管理が求められるなど、農業政策は転換期を迎えており、特に、農地の権利移動などについて、委員としての関わり方が劇的に変わらうとしています。

今回の研修会は、これらの趣旨を踏まえて講師に、一般社団法人全国農業会議所の佐藤農地利用最適化担当部長を招き、農業経営基盤強化促進法などの改正内容や地域計画策定に係る農業委員会の役割、タブレット端末の活用、女性農業委員の登用などについて、講演いただきました。



▲佐藤部長の説明の様子

農地パトロールを実施 しました

本市には、令和5年3月末現在でおよそ98haの遊休農地があり、特に海岸沿いの砂丘地では大きな課題となっています。

そのような中、農業委員会では「遊休農地の実態把握と発生防止・解消」、「農地の違反転用の発生防止・早期発見」のため、6月から各管内の農業委員・農地利用最適化推進委員、農業委員会事務局および関係機関で農地パトロールを実施しました。10月末まで実施予定です。



今年度より、国の事業で導入したタブレット端末を活用して、農地パトロールを実施しました。タブレット端末では、アプリを使って該当農地の正確な位置や面積などの情報が現地で確認できます。また、現地の写真を撮影し、そのデータを農地情報として登録することもできます。

パトロール後の検討会では、地元委員から該当農地の情報を聞きながら、現状と課題を整理し、今後の指導対応や解決策を協議しました。

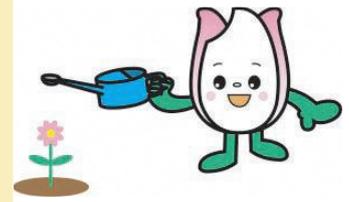
農地の適正な管理を

農地は耕作をやめると、数年で雑草が繁茂し、荒れてしまいます。一度荒れた農地を耕作地として再生するには、大変な手間と労力がかかります。

また、荒れた農地は、病害虫・鳥獣害の発生源になるだけではなく、産業廃棄物の不法投棄の原因にもなります。産業廃棄物からは悪臭や汚水が生じることもあり、さらに悪化すると火災にもつながってしまいます。地域に迷惑がかかることがありますので、農地の適正な管理をお願いします。自分では耕作できない、農地を使ってくれる人が見つからないとお困りの人は、地元の農業委員・農地利用最適化推進委員、当委員会事務局各區事務所に相談してください。



新潟市農業サポーター制度 受入農家募集



基本事項



登録資格：

新潟市在住、市内で農業を営む農家の方
農業サポーターからの連絡に対応できる方

活動日時：

サポーターの受入が可能な時間
※サポーター単独での作業は不可です。

活動場所：

畑や田んぼ、ハウス、作業場など

作業内容の例：

野菜の定植や収穫・出荷作業、
田植えや稲刈りなどの米作り作業、
梨・ブドウなど果樹の花粉付けや
摘果・袋かけ・収穫作業、
花の手入れ・出荷作業など

※農業サポーターは農業経験の無い方も登録できます。初心者にもできる作業をご準備ください。

その他：

- サポーターは無償のボランティアですので、過度な労働は要求しないでください。
また、繁忙期や手伝ってもらいたい日に人手を確保できる制度ではありませんので、ご注意ください。
- 農業サポーター活動については、新潟市市民活動保険（市で加入）の対象となります。

申し込み方法

申込書類を、FAX（025-226-0021）またはメール（shokuhana@city.niigata.lg.jp）で下記までご提出ください。

※申込書はホームページに掲載されています。

農業サポーターとは…

農作業に興味がある、園芸や野菜作りを学びたい、健康づくりをしたいとお考えの方から農業サポーターとして登録していただき、農業に理解を持ってほしい、労働力が不足しているという農家の農作業をボランティアで手伝ってもらえるものです。



農業サポーターの声



「農家さんや他のサポーターさんとの交流をいつも楽しみにしています♪」



「農家さんの農業への熱意や苦勞を知りました。」

「自宅でも家庭菜園をやっているので、アドバイスをいただいています*」

受入農家の声



「良い関係を築くことができている、いつも感謝です。」



「消費者との距離を縮めたいと思って受け入れています。休憩時間にはいろいろな話ができて楽しいです！」

〈問い合わせ・申し込み先〉

新潟市農林水産部食と花の推進課（古町ルフル6階）
〒951-8554 新潟市中央区古町通7番町1010番地
Eメール：shokuhana@city.niigata.lg.jp
電話番号：025-226-1841 FAX：025-226-0021
▷新潟市ホームページ「農業サポーター制度」
https://www.city.niigata.lg.jp/business/shoku_hana/nougyo/nougyousapo-ta-seido.html
（「新潟市 農業サポーター」で検索）



新潟市食育・花育推進キャラクター
まいかちゃん

農業用の資産は償却資産申告が必要です

固定資産税は、土地・家屋のほか償却資産(事業で使用している資産)も対象となっています。償却資産の所有者は、その資産が所在する市町村長へ申告することが、地方税法第383条の規定により義務づけられています。

該当の資産がある場合は、毎年1月末日までに申告をお願いします。

●農業で償却資産の申告対象(例)

ビニールハウス、乾燥機、もみすり機、自動選別計量器、保冷库、パソコン など

●申告対象外(例)

農舎、トラック、最高速度が35km/h未満の田植機、コンバイン、トラクタ、自己所有のトラクタのアタッチメント など



【お問い合わせ・申告先】

新潟市 財務部 資産税課 償却資産係

電話 025-226-2277 (直通)

E-Mail shisanzei.to@city.niigata.lg.jp

償却資産申告について、詳しくは新潟市ホームページをごらんください

「償却資産の申告について」 <https://www.city.niigata.lg.jp/>

償却資産の申告については
こちらから→



経営主が変わったら届出を

農地台帳上の農業経営主が変わったときは、「農地基本台帳経営状況等変更届書」の提出をお願いします。

また、お持ちの農機具を買い替えたり、廃車した場合も同様に届出してください。

届出がない場合、さまざまな証明書を発行できない場合がありますので、ご注意ください。

届出書は新潟市ホームページからダウンロードできます。

ホームページアドレス

<https://www.city.niigata.lg.jp/> から「農地法」

で検索してください。

届出書の様式は
こちらから→



南区

稲発酵粗飼料用稲 (WCS用稲)収穫実演会

近年、輸入飼料が高騰し安定して安価な飼料を確保したい畜産農家と、米価低迷の中で作業の省力、分散を図り、所得につなげたい稲作農家を結びつけることを目的に、「稲WCS（イネホールクroppサイレーシ）」のデモ機による実演会が、新潟地域農業振興協議会などの主催により、味方地区の圃場に関係者約30人が集まり開催されました。

実演会当日は天気も良く、刈り取り後の稲の乾燥が心配されるほど暑くなりました。5月に約2haをドローンで直播したコシヒカリ（鉄コーティング）は生育も順調で、フレールモアで刈り取られました。その後、ジャイロレーキで集め、ロールベールで巻き取り、ロール状の稲をラッピングマシンでラッピングし、バールグリッパで運搬する一連の作業が実演されました。



▲実演会の様子

今回デモ機を操作した稲作法人は、これらの機械を来年に向けて導入し、刈り取り後は「小麦」を栽培して圃場の有効活用と収益の効率化を図っていきます。

西区

農業の未来を見据えて 法人に



▲赤塚の美しい畑と青空を背に

赤塚地区で野菜作りに励む太田誠さんは、昨年農業法人を設立しました。

法人名は「maON（メオン）」。メロン作りは、自分たちの仕事の原点で、最もこだわりを持っている野菜

です。「メロンは人の足音が好き。それだけ手間と時間をかけています」とのこと。

法人名の由来のもう一つは、「ON=続く」で、挑戦・成長し続ける農業人でありたいとの思いからです。お客さまに感動してもらい、生産者が情熱を持って作っていることが伝わるよう心掛け、今後20年30年と成長し続けたいと熱く語ってくれました。

太田さんのこだわりと情熱が生んだ自慢のニンジンやカブも時季を迎えますが、夏から収穫しているネギもお薦めです。熱を通すことで感じる甘さが格別とのことです。

来年、社員一人の採用が決まっています。今後は少しずつ増やしながら、ハウスの規模拡大に力を入れたいと考えているそうです。

野菜の情熱はこちらから
自慢の情熱野菜は



西蒲区

わらアートまつり 開催しています

西蒲区上堰潟公園で開催されている「わらアートまつり」は、稲わらを活用したさまざまなアート作品を制作・展示し、西蒲区の魅力のアピールと交流人口の拡大、そして区の一体感の醸成を図るイベントです。

このまつりは平成20年に始まり、東京の武蔵野美術大学の学生と募集が集まった制作サポーターにより作品が作られています。今年は記録的な猛暑が続いた中で作業となりました。

また、このアート作品の制作に必要な稲わらは、西蒲区の各小学校の子どもたちが総合学習で育てた学校田から集められたものです。

毎年まつりのテーマが変わり、令和5年は「越後の海」と題して、「タ」「イルカ」、そして「トキ」の三体のわらアート作品を制作し、展示しています。



▲作品のひとつ「トキ」

「わらアートまつり」は、10月31日まで開催されています。秋のひと時を、西蒲区上堰潟公園で躍動感のあるアート作品に触れて、芸術の秋を過ごされてはいかがでしょうか。

利用権の更新手続きは忘れずに！

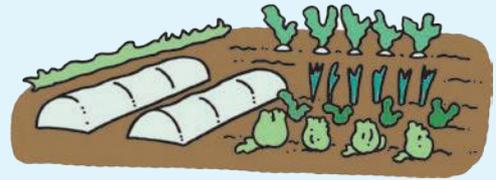
農業経営基盤強化促進法による利用権設定をした農地のうち、令和6年3月末で契約が終了する農地の貸し借りを続ける際には、契約更新の手続きをする必要があります。

更新せずに、契約期間が過ぎると耕作する権利が所有者に戻ります。

該当の方（貸し手・借り手）には、農業委員会事務局の各区事務所から案内を送りますので、確認ください。

手続きをする際は、申出書が必要となりますので、各区事務所へ問い合わせてください。

また、今後の申出受付の日程は、下記の「◆農業経営基盤強化促進法に基づく申請」をご確認ください。



農地の賃借・売買等は農業委員会で(11~2月各種日程)

◆農地法に基づく申請・届出

| 月 | 申請 締切日 | 届出 締切日 | 月 | 申請 締切日 | 届出 締切日 | 月 | 申請 締切日 | 届出 締切日 | 月 | 申請 締切日 | 届出 締切日 |
|-----|-----------|-----------|-----|-----------|-----------|----|-----------|-----------|----|-----------|-----------|
| 11月 | 7日 | 6日 | 12月 | 5日 | 5日 | 1月 | 9日 | 5日 | 2月 | 5日 | 6日 |
| | | 15日 | | | 14日 | | | 17日 | | | 16日 |
| | | 27日 | | | 22日 | | | 26日 | | | 27日 |

◆農業経営基盤強化促進法に基づく申請

| 總會 | 申請 締切日 | 市の 公告日 | 總會 | 申請 締切日 | 市の 公告日 | 總會 | 申請 締切日 | 市の 公告日 | 總會 | 申請 締切日 | 市の 公告日 |
|-----|-------------------|-----------|-----|--------------------|-----------|----|--------------------|-----------|----|-------------------|-----------|
| 11月 | 10月25日 (9月22日) | 12月14日 | 12月 | 11月24日 (10月25日) | 1月16日 | 1月 | 12月22日 (11月24日) | 2月14日 | 2月 | 1月25日 (12月22日) | 3月14日 |

※()内は、中間管理機構を通す申請における締切日です。

老後の安心は 国民年金 + 農業者年金で！

【加入資格】

- ・60歳未満※
- ・国民年金第1号被保険者
- ・農業に年間60日以上従事している方

※令和4年5月より60~65歳の方は、一定の要件を満たせば加入できます。

詳細はお近くのJA・農業委員会事務局各区事務所または下記HPへ

<https://www.nounen.go.jp>



全国農業新聞 全国農業新聞を購読しませんか？

- ★農家の経営と暮らしに役立つ情報誌
- ★毎週金曜日発行
- ★購読料1カ月700円
- ★どこでも読める電子版も配信中
- ★購読の申し込み先



お近くの農業委員・農地利用最適化推進委員、農業委員会事務局各区事務所まで

地域で頑張る農業人を紹介

JA新潟市女性部豊栄支部の皆さん

【女性部と加工について】

女性部のトマトジャムグループ「ミニキャロル」には14名のメンバーがいます。加工作業では、なかなか全員がそろえることが難しいのですが、とても仲が良く20年以上続いています。また、メンバーの多くが農村地域生活アドバイザー※に認定されており、農村地域の活性化にも取り組んでいます。

加工については、平成8年から取り組み、27年目になります。トマトは収穫が終わったら次の作付けのため、茎を倒していくのですが、そのとき商品とならないトマトの実が、たくさんついていて、「もったいない」と感じたことが取り組みの始まりでした。今で言うSDGsです。

【トマトジャムの加工工程】

加工は1次、2次加工があります。1次加工では、トマトをカットし、絞り機にかけていきます。2次加工では絞った果汁を煮詰めてジャムに仕上げます。青トマトに関しては、未熟で硬いので、皮をおいてミキサーにかけるという手間がかかり、世話が焼けるという由来から青トマトジャムは「19歳」、赤トマトジャムはひとつ年上の「20歳」と名付けられています。

【トマトジャムの魅力】

材料はトマトオンリーなので、トマトのあじしさが味わえます。そのままはもちろん、手を加えて焼き肉のたれとしてもおいしくいただけます。



▲1次加工の様子：トマトをよく洗います



へたを取りカットします



絞り機にかけます

【女性農業者として農業に関わるきっかけ・関わってみて】

ほとんどの方が結婚を機に、農業へ飛び込んだと思います。

正直、農業は大変です。特に、施設園芸は一年中稼働するので、休みがなく子どもが小さいときは大変でした。

ただ、その分、作った農作物や加工品が売れると本当にうれしいです。トマトジャムはJA新潟市直売所「キラキラマーケット」で試食販売もさせていただき、とても好評でした。間近でおいしいという声を聞くことができるのは、励みになります。

【次世代の女性農業者へ】

JAだけでなく関心を持ったグループに入って、同じような境遇の人と関わってもらいたいです。農業全般に言えることですが、本当に後継者不足で若い人が少ないことが課題となっています。若い人も子育てなどで、なかなか集まりづらい事情もありますが、女性部の集まりやいろいろな関係機関で開催している研修会などに、少しでも顔を出して欲しいと思います。

やはり、ほかの方と話すところ、いろいろな話を聞くことができ、アドバイスももらえます。自分の家のことしか見えなかった視野も広がります。近くに仲間がいると分かるだけでも力になるかと思っています。

また、私たちの女性部では研修で県内・県外に行くこともあり、日頃の仕事から解放され、リフレッシュでき、ストレス発散もできます。

私たちは先輩方のおかげで頑張ってきたので、私たちも若い人に頑張る姿を見てもらって、参加のきっかけになればいいなと思っています。

※農村地域生活アドバイザー…

県が認定している制度で、農村地域において農業経営に取り組み、経営・社会参画、担い手育成などの促進に貢献できる女性農業者



トマトジャム以外にもキャロットジャム、ペア(梨)ジャムもあります。